

山梨県小瀬スポーツ公園における 感染拡大予防ガイドライン

武道館

令和2年 5月23日
(令和2年 6月22日改定)
(令和2年 7月11日改定)
(令和2年10月 1日改定)
(令和2年12月 1日改定)
(令和3年 9月21日改定)
(令和4年 4月 1日改定)

【 3密の回避 】

① 換気設備の設置等（「密閉」の回避）

- ・一人当たりの必要換気量（体育施設については一人当たり毎時 $6\text{ }0\text{ m}^3$ 、体育施設以外については一人当たり毎時 $3\text{ }0\text{ m}^3$ とし、利用人数を制限する）を確保する。換気設備のある所については常時稼働し換気設備により必要換気量が確保できない場合は、常時窓を全開にして、必要換気量を確保する。

② 施設内の混雑の緩和（「密集」の回避）

- ・入場者の制限（体育施設については床面積等に対し一人当たり 3 m^2 、体育施設以外については、床面積等に対し一人当たり 3 m^2 とし、利用人数を制限する）などにより混雑度を管理する。
- ・原則予約制の活用により同時に多数の人が集まらないようにする。
- ・大会等の開催に当たっては、本ガイドラインによる最大利用人数以内の参加人数とし、主催者側に国において示された競技別ガイドライン等に基づく感染防止対策の提出を求め、感染防止対策を講じる大会等のみ利用を許可する。
- ・観客席がない施設については、無観客とする。

③ 人と人との距離の確保（「密接」の回避）

- ・最低1m（マスク着用のない場合は2m）の対人距離を確保する。
- ・受付窓口は、透明ビニルカーテンで遮蔽する。また、現金受け渡し用コイントレーを使用する。
- ・マスク着用を遵守し、近距離での会話や発声を避ける。
- ・更衣室使用の際は、最低1m（マスク着用のない場合は2m）の距離を確保するため、一つ置きで使用するよう一部を使用禁止とする。

【 その他の感染防止対策 】

④ マスクの着用

- ・マスク着用について職員が遵守するとともに、利用者もマスク着用とする。

⑤ 手洗い・手指消毒

- ・職員は定期的に、利用者は入場時に、手指消毒、手洗いを実施する。
- ・入口に消毒液を設置して、利用者の手指消毒を徹底させる。
- ・職員は、業務開始時や他者の接触が多い場所に触れた後、トイレの利用後などには必ず手指を消毒する。

⑥ 体調チェック

- ・職員に対して、出勤前に検温させ、業務開始前に体調確認を行う。発熱（例えば平熱より1度以上）や軽度であっても風邪症状（せきやのどの痛みなど）、嘔吐・下痢等の症状がある場合には、出勤を停止する。
- ・入場者に対して、発熱（例えば平熱より1度以上）や軽度であっても風邪症状（せきやのどの痛みなど）、嘔吐・下痢等の症状があれば入場しないように呼びかけるとともに、入場者への検温・体調確認を実施し、感染発生時に備えて利用者の連絡先を確認する。なお、体調不良の場合は、施設利用をお断りする。また、厚生労働省が提供する新型コロナウィルス接触確認アプリ（COCOA）の利用を促す。

⑦ トイレの衛生管理

- ・トイレの入り口付近に消毒液を設置する。
- ・不特定多数が接触する場所（便座、スイッチ、洗浄レバー等）は、定期的に清掃委託業者が清拭消毒を行う。
- ・トイレの蓋を閉めて汚物を流すように表示する。
- ・ハンドドライヤー、共通のタオルは設置しない。

⑧ 喫煙スペースの使用制限

- ・施設内は全館禁煙。

⑨ 清掃・消毒

- ・他人と共に用する物品や複数の人の手が触れる場所を高濃度エタノールや市販の界面活性剤含有の洗浄剤、漂白剤を用いて、職員または清掃委託業者が定期的に清拭消毒する。

＜高頻度に接触する部位＞

各施設・トイレ等出入口のドアノブ、手すり、テーブル、椅子の背もたれ、電気のスイッチ、電話、キーボード、蛇口、競技用備品など。

- ・鼻水や唾液などが付いたゴミは、ビニル袋に密閉して捨てる。ゴミを回収する人はマスクや手袋を着用し、脱いだ後は石けんで手を洗う。

⑩ チェックリストの作成、確認

- ・感染拡大予防ガイドラインに基づくチェックリストを作成し、毎日の確認を行う。当該チェックリストによる確認結果については、公表する。

【 施設ごとの注意点等 】

① 武道館共通

- ・利用者及び関係者以外の入館を禁止する。送迎の保護者は、コンコースまでとする。
- ・トイレ以外のスリッパは使用禁止とする。
- ・コンコースなど共用部分では密集、密接とならないよう対人距離を確保する。

- ・清拭消毒が難しい備品等については、貸出を行わない。
- ・利用終了後は、使用器具類の消毒を利用者が都度行い、職員は消毒されていることを確認する。併せて午前1回、午後1回、職員または清掃委託業者が消毒を行う。

② アリーナ (1,991 m²)

- ・営業時間を午前8時から午後10時までとする。
- ・同時間帯での最大利用人数は、663人とする。
(全面=663人・半面=331人・1/4面=165人)
- ・利用中はマスクを着用しない場合も想定されるため、利用者同士の距離は2m以上を確保した利用のみ認める。
- ・近距離での人との接触を伴う活動を行う場合は、中央競技団体の地方連盟等に加盟する指導者や選手が、国において示された競技別ガイドラインを遵守する利用のみ認める。
- ・開放可能な出入口扉及び窓は、常時開放し、良好な換気状態を保つ。
- ・大会等以外での観客席の使用は禁止する。
- ・大会等開催時の観客席の最大利用人数は、座席数の半分とする。
(固定席(1,424人)=712人・可動席(1,440人)=720人)
ただし、可動席の人数については、アリーナの最大利用人数に含まれるものとする。

③ 第一武道場・第二武道場 (各 531 m²)

- ・営業時間を午前8時から午後10時までとする。
- ・同時間帯での最大利用人数は、177人とする。(全面=177人・半面=88人)
- ・利用中はマスクを着用しない場合も想定されるため、利用者同士の距離は2m以上を確保した利用のみ認める。
- ・近距離での人との接触を伴う活動を行う場合は、中央競技団体の地方連盟等に加盟する指導者や選手が、国において示された競技別ガイドラインを

遵守する利用のみ認める。

- ・開放可能な出入口扉及び窓は、常時開放し、良好な換気状態を保つ。

④ 弓道場 (1,144 m²)

- ・営業時間を午前8時から午後10時までとする。
- ・同時間帯での最大利用人数は、**156人**とする。
- ・利用中はマスクを着用しない場合も想定されるため、利用者同士の距離は2m以上を確保した利用のみ認める。
- ・近距離での人との接触を伴う活動を行う場合は、中央競技団体の地方連盟等に加盟する指導者や選手が、国において示された競技別ガイドラインを遵守する利用のみ認める。
- ・大会等以外での審判控室の使用は禁止する。
- ・大会等以外での観客席の使用は禁止する。
- ・**大会等開催時の観客席の最大利用人数は、固定席200人とする。**

⑤ 相撲場 (722 m²)

- ・営業時間を午前8時から午後10時までとする。
- ・同時間帯での最大利用人数は、**124人**とする。
- ・近距離での人との接触を伴う活動を行う場合は、中央競技団体の地方連盟等に加盟する指導者や選手が、国において示された競技別ガイドラインを遵守する利用のみ認める。
- ・開放可能な出入口扉及び窓は、常時開放し、良好な換気状態を保つ。
- ・大会等以外での役員室の使用は禁止する。
- ・大会等以外での観客席の使用は禁止する。
- ・大会等開催時の観客席の最大利用人数は、座席数の半分とする。
(固定席(150人)=75人)

⑥ トレーニング室 (389 m²)

- ・営業時間を午前8時から午後10時までとする。
- ・利用時間を一人最大2時間までとする。
- ・同時間帯での最大利用人数を**60人**とする。
- ・トレーニング室内はマスク着用とし、利用者同士の距離は1m以上を確保した利用のみ認める。
- ・マスクを着用しながらのトレーニングについて、室内への張り紙掲示及び利用案内チラシ配布等により、利用者に対して注意喚起を行う。
- ・開放可能な出入口扉及び窓は、常時開放し、良好な換気状態を保つ。
- ・使用できるマシン等の制限を行い、利用者同士の近接を避ける。
- ・利用者には、マシン利用後などに清掃及び消毒をお願いする。
- ・マシン等に消毒液を設置する。

⑦ クライミング場 (130 m²)

- ・営業時間を午前8時から午後10時までとする。
- ・屋内練習場は、同時間帯での最大利用人数を**43人**とする。
- ・屋外は、大会等以外の同時間帯での最大利用人数を**50人**とする。
- ・大会等の同時間帯での最大利用人数は、**100人**とする。
- ・利用中はマスクを着用しない場合も想定されるため、利用者同士の距離は2m以上を確保した利用のみ認める。
- ・近距離での人との接触を伴う活動を行う場合は、中央競技団体の地方連盟等に加盟する指導者や選手が、国において示された競技別ガイドラインを遵守する利用のみ認める。
- ・開放可能な出入口扉及び窓は、常時開放し、良好な換気状態を保つ。

⑧ 第1会議室 (162 m²)

- ・営業時間を午前8時から午後10時までとする。
- ・同時間帯での最大利用人数は、54人とする。
- ・会議等での利用時は、席を一つ置き、または長机1脚につき1席(椅子1脚)

とする。

- ・開放可能な出入口扉及び窓は、常時開放し、良好な換気状態を保つ。

⑨ 第2会議室 (58 m²)

- ・営業時間を午前8時から午後10時までとする。
- ・同時間帯での最大利用人数は、19人とする。
- ・会議等での利用時は、席を一つ置き、または長机1脚につき1席(椅子1脚)とする。
- ・開放可能な出入口扉及び窓は、常時開放し、良好な換気状態を保つ。

⑩ 第1研修室・第2研修室 (各 40 m²)

- ・営業時間を午前8時から午後10時までとする。
- ・同時間帯での最大利用人数は、13人とする。
- ・会議等での利用時は、席を一つ置き、または長机1脚につき1席(椅子1脚)とする。
- ・開放可能な出入口扉及び窓は、常時開放し、良好な換気状態を保つ。

⑪ 更衣室

- ・更衣室は、ロッカーの利用を制限し、一つ置きの利用とする。
- ・各更衣室の同時間帯での利用人数を制限し、利用者には最大利用人数を超えない範囲での利用を促す。

・アリーナ南男子更衣室 (38 m²)

ロッカーレンタル数は140台を70台とし、同時間帯での最大利用人数を12人とする。

・アリーナ南女子更衣室 (38 m²)

ロッカーレンタル数は130台を65台とし、同時間帯での最大利用人数を12人とする。

・第一武道場男子更衣室 (18 m²)

ロッカーナンバーは90台を45台とし、同時間帯での最大利用人数を5人とする。

・第一武道場女子更衣室（18 m²）

ロッカーナンバーは90台を45台とし、同時間帯での最大利用人数を5人とする。

・第二武道場男子更衣室（18 m²）

ロッカーナンバーは90台を45台とし、同時間帯での最大利用人数を5人とする。

・第二武道場女子更衣室（18 m²）

ロッカーナンバーは90台を45台とし、同時間帯での最大利用人数を5人とする。

・弓道場男子更衣室（20 m²）

ロッカーナンバーは60台を30台とし、同時間帯での最大利用人数を6人とする。

・弓道場女子更衣室（19 m²）

ロッカーナンバーは60台を30台とし、同時間帯での最大利用人数を6人とする。

・相撲場男子更衣室（30 m²）

ロッカーナンバーは40台を20台とし、同時間帯での最大利用人数を12人とする。

・トレーニング室男子更衣室（16 m²）

ロッカーナンバーは50台を25台とし、同時間帯での最大利用人数を5人とする。

・トレーニング室女子更衣室（15 m²）

ロッカーナンバーは40台を20台とし、同時間帯での最大利用人数を5人とする。

・クライミング場男子更衣室（10 m²）

ロッカーナンバーは16台を8台とし、同時間帯での最大利用人数を3人と

する。

・クライミング場女子更衣室（8 m²）

ロッカー数は16台を8台とし、同時間帯での最大利用人数を2人とする。